

法的分離に伴う行為規制の検討 (取引規制)について

平成29年8月28日(月)



本日ご議論いただく論点の位置づけ

(1)兼職(取締役等)に関する規律

✓ 例外として兼職が許容される取締役等の範囲 等

(2)兼職(従業者等)に関する規律

- ✓ 兼職が禁止される重要な役割を担う従業者の範囲
- ✓ 例外として兼職が許容される従業者の範囲 等

(3)業務の受委託等に関する規律

✓ 例外として許容される一般送配電事業者による業務の受委託の内容 等

(4)グループ会社間の利益移転等(通常の取引条件)に関する規律

- ✓ 「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な 判断基準
- ✓ 規制の対象となる一般送配電事業者と特殊の関係のある者の範囲 等

(5) 社名・商標・広告宣伝・建物・システムの分離等に関する規律

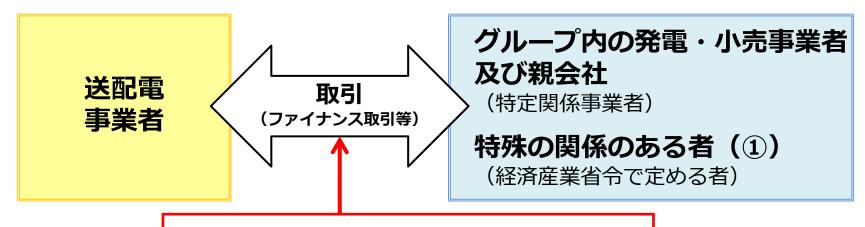
- ✓ 一般送配電事業を行う者と外形的に判断できる社名の判断基準
- ✓ 独自商標の設定の義務付け及び一定の経過措置の要否
- ✓ 禁止される一般送配電事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝の判断基準
- ✓ 建物・システムを一般送配電事業者と共用する場合の基準 等

<u>(6)その他</u>

- ✓ 機関設計に関する規律
- ✓ その他 等

検討すべき論点

- 改正電気事業法においては、法的分離後、不適正な利益移転等を防止するため、一般送配電事業者とグループ内の発電・小売事業者等との間の取引は「通常の取引の条件」で行わなければならないこととされた。
- 本規制の対象として、グループ内の発電・小売及び親会社に加え、迂回取引等を防止する観点から、 一般送配電事業者と特殊の関係のある者(図中①)も対象とされているところ、その範囲はどうある べきか。



通常の取引の条件と異なる条件であって、 電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害 するおそれのある条件での取引を禁止(注)

- 注:・当該取引を行うことにやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、例外として禁止されない。
 - ・送配電等に関する業務の受委託は通常の取引の条件であっても原則禁止。(例外あり)

改正電気事業法

(一般送配電事業者の禁止行為等)

第二十三条

(略)

2 一般送配電事業者は、通常の取引の条件と異なる条件であって電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他一般送配電事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者(第百六条第五項において「一般送配電事業者の特定関係事業者等」という。)と取引を行ってはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(略)

6 経済産業大臣は、前各項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、当該行為 の停止又は変更を命ずることができる。

本規制の対象とすべき「特殊の関係のある者」の範囲

- 改正電事法が送配電事業者による取引を制限する趣旨は、以下の①又は②のような行為を通じて 電気供給事業者間の適正な競争関係が阻害されることを防止するため。
 - ① 特殊な条件での取引を通じて不当に利益を供与するなどにより、送配電事業者がグループ内の発電・ 小売事業者等を支援して競争上優位にさせる
 - ② 特殊な条件での取引を通じて発電・小売事業者が送配電事業者に対する影響力を拡大し、送配電業務等においてグループ内の発電・小売事業者を優遇するようにさせる
- こうした行為は、別会社を利用した取引(迂回取引等)によっても実現されるおそれがあることから、こうした取引のおそれのある者についても対象とすることとされた。(制度設計WGの議論を反映)
- その具体的な範囲は、以下のようにすることが適当ではないか。

「特殊の関係のある者」の範囲(案)

- グループ内の発電・小売事業者等の子会社及び関連会社(発電・小売等が支配力・影響力を有する者)
- グループ内の発電・小売事業者等の主要株主(発電・ 小売等と強い利害関係のある者)

注:・「子会社」、「関連会社」は会社法、会社計算規則による ・銀行法・金融商品取引法等における通常の取引の条件に関 する規制の対象範囲とほぼ同じ

①持株会社形式の場合 ②発電・小売親会社形式の場合 親会社 影響力 発電 小売 利益 供与 送配 発電 小売 電 影響力 送配 特殊の 関係の 電 利益 供与 特殊の ある者 関係の ある者

<別会社を利用した競争関係阻害の例(迂回取引)>

特殊の関係のある者の範囲(案)

グループ内の発電・小売事業者等が支配力・影響力を有する者、または強い利害関係のある者(以下に該当するもの)【銀行法等における通常の取引の条件に関する規制の対象範囲とほぼ同じ】

- 1.グループ内の発電・小売事業者等の子会社。
- 2.グループ内の発電・小売事業者等の主要株主基準値以上の議決権を保有する主要株主。

<関連会社>

- 3.グループ内の発電・小売事業者等が、自己(子会社・子法人等を含む)の計算において議決権の20%以上を所有している子 会社以外の者。
- 4.グループ内の発電・小売事業者等が、自己(子会社・子法人等を含む)の計算において議決権の15%以上20%未満を所有 している子会社以外の者であって、次の(1)から(5)の要件に該当する場合。
 - (1)グループ内の発電・小売事業者等の取締役、執行役、従業者、又はこれらであったもので、財務及び営業又は事業の方 針の決定に関して影響を与えることができるものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。
 - (2) グループ内の発電・小売事業者等から重要な融資を受けていること。
 - (3) グループ内の発電・小売事業者等から重要な技術の提供を受けていること。
 - (4) グループ内の発電・小売事業者等から重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。
 - (5)グループ内の発電・小売事業者等が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができること が推測される事実が存在すること。
- 5.グループ内の発電・小売事業者等が、自己(子会社・子法人等を含む)の計算において所有している議決権とグループ内の発電・小売事業者等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることによりグループ内の発電・小売事業者等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及びグループ内発電・小売事業者等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、議決権の20%以上を占めている者(グループ内の発電・小売事業者等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)であって、上記(1)から(5)までに掲げるいずれかの要件に該当する場合。

通常の取引の条件と異なる条件等について

- ◆ 本規定における、「通常の取引の条件と異なる条件であって電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」について、具体的な判断基準はどうあるべきか。
- 本規定における「通常の取引の条件」については、グループ会社以外の会社と同種の取引を行う場合に成立するであろう条件と同様の条件かどうかが判断基準になるのではないか。(制度設計WGでも同様の結論。EUにおける送電会社の取引に関する規制や金融商品取引法においても同様の運用がされている。)
- それ以上に具体的な判断基準を示すことについては、本規定の対象となる取引には多種多様なケースがあり得るため、事前に類型化して具体的に基準を示すことは難しいのではないか。
- 今後、委員会事務局による監視や事業者からの相談等を通じて、整理が必要なケースが出てきた場合には、あらためて議論することとしたい。

○ E Uにおける送電会社の取引に関する規制

- ・ITOと垂直統合型事業者間のあらゆる商業的・財務的関係は、市場の条件(Market Conditions)(※)を遵守しなければならない。 ITOは、その商業的・財務的関係に関する詳細な記録を保存し、要請に応じこれらを規制機関の利用可能な状態にしておかなければならない(EU指令18条6項)。
- (※)「市場の条件」とは、資本関係等のない第三者との取引と同様の取引条件を指すと解釈されており、日本法における「通常の取引の条件」と同様の概念。

○金融商品取引法(抜粋)

(親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第四十四条の三 金融商品取引業者又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

- 一 通常の取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (※)「通常の取引の条件」とは、当該金融商品取引業者が同種の顧客との関係で、同種の取引を行う上で、一般的に成立するであろう取引と同等の条件をいうものと解されている。(黒沼悦郎・太田洋(2016)論点体系 金融商品取引法 2 第一法規株式会社)

<問題意識>

規制部門である一般送配電事業者が上げた利益等(※)を直接又は他の者を通じて親子・兄弟会社関係にある発電・小売事業者に有利な条件で移転することによって、他の発電・小売事業者との関係で対等な競争条件を失する可能性がある。また、一般送配電事業者と親子・兄弟会社関係にある会社等との取引が公正に行われない場合、一般送配電事業者の中立性・公平性を失する可能性がある。そのため、かかる点について制度的に対処することが必要。

- 一般送配電事業者が行う取引に関しては、以下の3点を検討する必要があるのではないか。
- (※)「一般送配電事業者が上げた利益等」とは、一般送配電事業者が取引により上げた収益又は一般送配電事業者が借入等により調達した資金をいう。

- ①一括資金調達・グループ内資金融通
- ②一般送配電事業者とグループ会社との間で行う保証・担保提供・債務引受
- ③その他のグループ間取引

①一括資金調達・グループ内資金融通

く論点>

第9回制度設計WG資料抜粋 平成26年10月

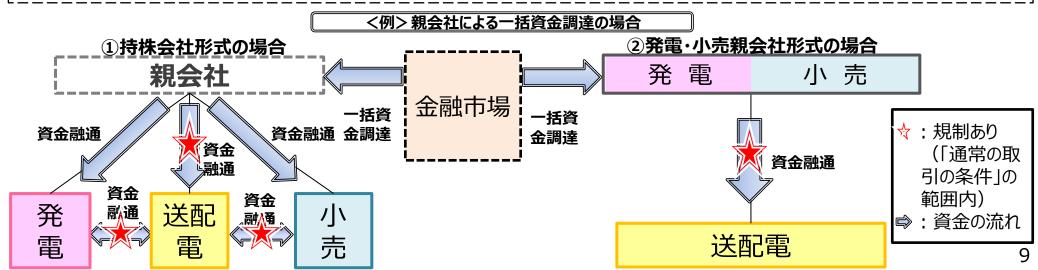
電力システム改革専門委員会報告書(平成25年2月8日取りまとめ)において、スケールメリットを追及する行為として、「競争部門での対等な競争条件確保に影響を及ぼさない親会社による一括の資金調達」を認めることとしている。そのため、どのような条件であれば、「競争部門での対等な競争条件確保に影響を及ぼさない」一括資金調達といえるか。

<検討>

(1)通常の金利よりも高い金利で一般送配電事業者に資金融通をすることによりグループ会社の発電等の新規投資や損失の穴埋め等に活用することを防止し、(2)一般送配電事業者とグループ会社との取引の公正性を担保するため、一括資金調達をした資金に関する一般送配電事業者とグループ会社との融通について、「通常の取引の条件」で行うことを義務付けるべきではないか。このような条件とすることで「競争部門での対等な競争条件確保に影響を及ぼさない」一括資金調達といえるのではないか。

|<方向性>

- 一括資金調達を行う場合、一括資金調達をした資金に関する一般送配電事業者とグループ会社(詳細は次 頁)との融通について、「通常の取引の条件」の範囲内で行わなければならないとしてはどうか
- (※)「通常の取引の条件」とは、「グループ会社以外と同種の取引を行った場合と同様の条件」を意味。
- (※)一括資金調達を前提としない、グループ内資金融通も同様。



規律の対象となるグループ会社の範囲

第9回制度設計WG資料一部改変 平成26年10月

く論点>

一般送配電事業者が行う取引(8頁①~③の取引)については、どのような者との取引を規制の対象とすべきか。規 律の対象となるグループ会社の範囲が問題となる。

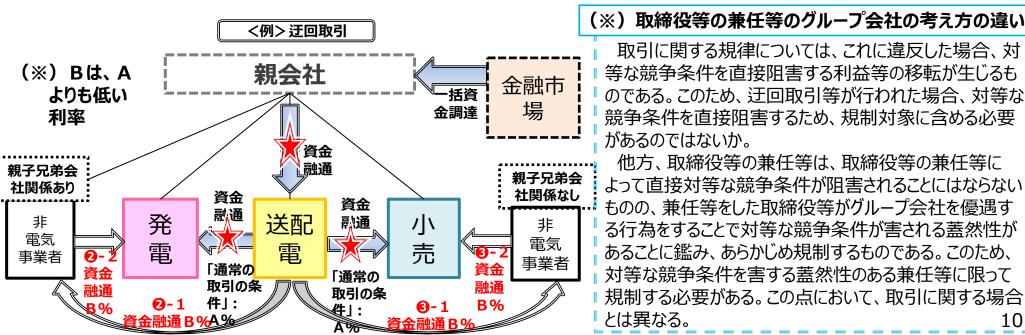
<検討>

取締役等の兼任等の場合と同様に、親会社並びに子会社及び兄弟会社関係にある発電・小売事業者を規律の対象とすれば足りるとも 思われるが、その場合、以下の取引等について、規律の対象とすることができず、不適当ではないか。

- 兄弟会社関係にあるファイナンス会社が一括調達をしてそれを一般送配電事業者へ融通する取引
- 親子・兄弟会社間における迂回取引(以下の例参照)
- 親子・兄弟会社以外との迂回取引(以下の例参照)

<方向性>

- ・般送配電事業者が行う取引については、一般送配電事業者の親子・兄弟会社に加え、それらの会社が、財務 及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる会社もその対象としてはどうか
- 銀行法や金融商品取引法等における通常の取引の条件に関する規制(13頁参照)を参照。



取引に関する規律については、これに違反した場合、対 等な競争条件を直接阻害する利益等の移転が生じるも

のである。このため、迂回取引等が行われた場合、対等な 競争条件を直接阻害するため、規制対象に含める必要 があるのではないか。

他方、取締役等の兼任等は、取締役等の兼任等に よって直接対等な競争条件が阻害されることにはならない

ものの、兼任等をした取締役等がグループ会社を優遇す る行為をすることで対等な競争条件が害される蓋然性が あることに鑑み、あらかじめ規制するものである。このため、 対等な競争条件を害する蓋然性のある兼任等に限って 規制する必要がある。この点において、取引に関する場合

②一般送配電事業者とグループ会社との間で行う保証・担保提供・債務引受

第9回制度設計WG資料抜粋 平成26年10月

く論点>

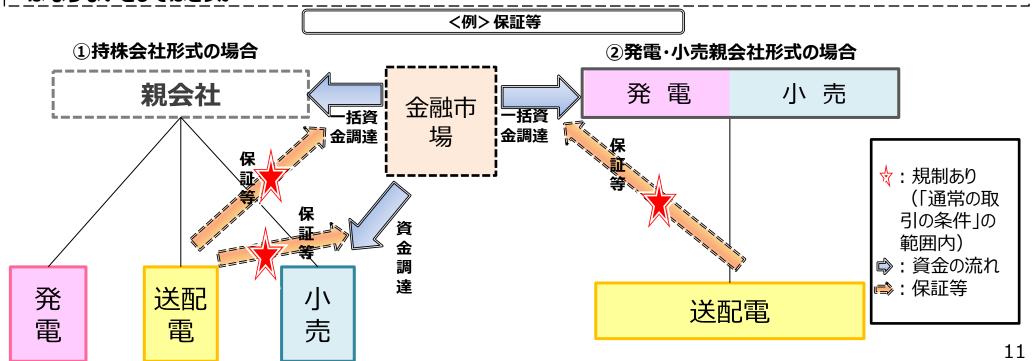
一般送配電事業者とグループ会社との間で行う保証・担保提供・債務引受(以下「保証等」という。)については、どのような条件であれば、「競争部門での対等な競争条件確保に影響を及ぼさない」保証等といえるか。

<検討>

グループ会社が不当な利益を受けることによる対等な競争条件の阻害を防止すると共に、一般送配電事業者とグループ会社との間の取引の公正性を担保するため、例えば、一般送配電事業者が、グループ会社に対し、保証等を行う場合に、一般送配電事業者の信用力の活用に見合う相当の対価(=保証料等)の提供を義務付けること、すなわち、一般送配電事業者とグループ会社との間で行う保証等の条件については、「通常の取引の条件」の範囲内であることを義務付けるべきではないか。それにより、保証等は、「競争部門での対等な競争条件確保に影響を及ぼさない」保証等といえるのではないか。

<方向性>

■ 一般送配電事業者とグループ会社との間で行う保証等についての条件は「通常の取引の条件」の範囲内でなけれ ばならないとしてはどうか



③その他のグループ会社間取引

第9回制度設計WG資料抜粋 平成26年10月

<論点>

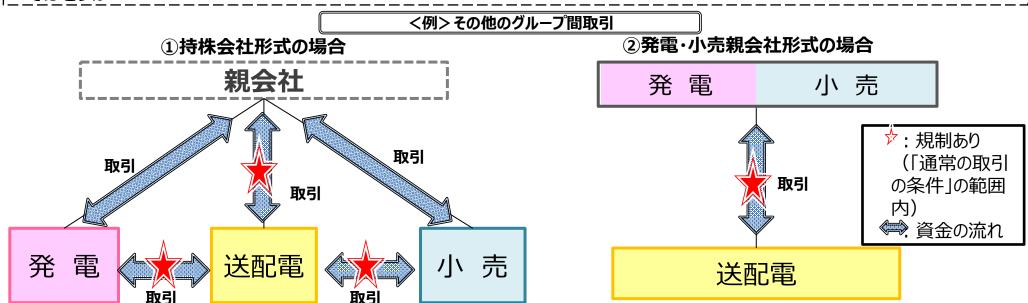
上記①及び②以外の一般送配電事業者とグループ会社との取引(例えば、業務委託契約や経営指導に関する契約等)について、どのような条件であれば、「競争部門での対等な競争条件確保に影響を及ぼさない」といえるか。

<検討>

(1)一般送配電事業者の取引の相手方に有利な契約内容とすることで、規制部門で得た利益等をグループ会社が得て、グループ会社の発電等の新規投資や損失の穴埋め等に活用することを防止し、(2)一般送配電事業者とグループ会社との取引の公正性を担保するため、一般送配電事業者とグループ会社間の取引を行う場合、その条件が「通常の取引の条件」の範囲内であることを義務付けるべきではないか。これにより、グループ間取引についても、「競争部門での対等な競争条件確保に影響を及ぼさない」取引といえるのではないか。

<方向性>

■ 一般送配電事業者とグループ会社間の取引について、「通常の取引の条件」の範囲内で行わなければならないとしてはどうか



<参考> E U における規律及び「通常の取引の条件」に関する参考例

第9回制度設計WG資料一部改変 平成26年10月

○商業的・財務的関係の規制

EUにおける取引に関する規制

- ・ITOと垂直統合型事業者間のあらゆる商業的・財務的関係は、<u>市場の条件(Market Conditions)</u>(※)を遵守しなければならない。ITOは、その商業的・財務的関係に関する詳細な記録を保存し、要請に応じこれらを規制機関の利用可能な状態にしておかなければならない(EU指令18条6項)。
- (※)「市場の条件」とは、資本関係等のない外部第三者との取引と同様の取引条件を指すと解釈されており、日本法における「通常の取引の条件」と同様の概念。

○銀行法

「通常の取引の条件」に関する参考例

- ・原則として「特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該銀行の取引の通常の条件に照らして銀行に不利益を与えるものとして内閣府令で定める取引」及びそれに「準ずる取引又は行為で、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして内閣府令で定める取引又は行為」を禁止(13条の2第1号・2号)。
- 同法を受けた内閣府令においては、銀行が子会社等に利益を与え、銀行が不利益を被る場合のみならず、銀行が利益を得る場合も 規制されている(銀行法施行規則14条の10・11)。この趣旨は、規律の効いていない仲間内での取引又は不明朗な取引が 回り回って銀行グループ全体としての不利益を招く可能性が高いため。
- (※) 特定関係者は、銀行の親子・兄弟会社に限らず、<u>関連法人等及び親会社の関連法人等も含む</u>概念。関連法人等とは「法人等(当該法人等の子法人等を含む。)が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等(子法人等を除く。)として内閣府令で定めるもの」(銀行法施行令4条の2第3項)をいい、実態に即して判断(銀行法施行規則14条の7第2項)。

○金融商品取引法

- ・ 金融商品取引業者等に対し、「通常の取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件」で、その親法人等 又は子法人等と有価証券売買取引等を原則として禁止(44条の3第1項1号)。趣旨は、金融商品取引業者は、市場仲介 者として中立公正な取引を行うことが期待されていることから、その中立性を害することを防止する点。
- ・ また、金融商品取引業者等に対し「通常の取引の条件と著しく異なる条件」で、その親法人等又は子法人等と資産の売買その他の 取引を行うこと(44条の3第1項4号・金融商品取引業等に関する内閣府令153条1項1号)を原則として禁止。趣旨は、 金融商品取引業者としての経営の健全性の阻害を防止し、金融商品取引業者間での公正な競争を確保する点。
- (※)銀行法における特定関係者と同様、親法人等には、親会社の関連法人等を含み、子法人等には、関連法人等も含む概念。

① 送配電部門の法的分離の実施と行為規制

- ○電力市場における活発な競争を実現する上では、送配電ネットワーク部門を中立化し、 適正な対価(託送料金)を支払った上で、誰でも自由かつ公平・平等に送配電ネット ワークを利用できるようにすることが必須。
- 送配電事業の一層の中立性の確保を図るため、現在認められている発電・小売事業と送 配電事業の兼業を原則禁止する(送配電事業の「法的分離」)。
- なお、送配電会社がグループ内の小売会社を優遇して、小売競争の<u>中立性・公平性を損</u>なうことのないよう、人事や会計などについて適切な「行為規制」を講ずる。

「行為規制」の具体的内容

- 1. 人事等における中立性確保のための措置
- 4. その他社名や広告などに関する措置
- 2. 業務委託における中立性確保のための措置
- 5. 行為規制を遵守する体制整備に関する措置

3. ファイナンス取引に関する措置

(参考) 関連する国会質疑(平成27年6月11日 経済産業委員会)

○加藤敏幸委員

次に、電事法第二十三条第二項で、特定関係事業者その他一般送配電事業者と経済産業省令で定める特殊の関係にある者と取引を行ってはならないとされ、また、ガス事業法第五十四条の五において、特別一般ガス導管事業者は、適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で特定関係事業者その他特別一般ガス導管事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者と取引を行ってはならないとされていますけれども、この特殊の関係について政省令の中身の考え方を御説明いただきたい。

○多田政府参考人

お答え申し上げます。今の点につきましても、中身をお答えする前にちょっと構造を簡単に御紹介させていただきたいと思います。 今引いていただきました二十三条の第二項、これはいわゆる法的分離に伴いまして中立性確保のために設けております行為規制 の一部を定めております。具体的には、ここでは一般送配電事業者が通常の取引条件、これに伴って取引をしなければいけない、 それ以外の条件では取引をしてはいけないと、こういうふうなものを定める規定でございます。その対象につきまして、今先生引用し ていただきました、私ども、特定関係事業者その他一般送配電事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者と、このよう に規定しております。簡単に申し上げれば、特定関係事業者プラスアルファと、こう書いているわけでございます。ここを御説明する 際に、まず特定関係事業者が何であるかを御説明しなければいけないかと思いますが、特定関係事業者は、簡単に申し上げます と、一般送配電事業者のグループ会社に属します小売電気事業者、それから発電事業者、あるいはいわゆるホールディングになり ます親会社、こういったものを特定関係事業者と定めております。この特定関係事業者という概念は、いわゆる役職員の兼職規 制の対象となる範囲を定めております。したがいまして、今回のこの取引規制の対象は、兼職規制の対象となる特定関係事業者 だけではなく、そこにプラスアルファがあるというのがこの規定の趣旨でございます。私ども、そのようなプラスアルファを定めなければいけ ないと考えておりますのは、いわゆる例えば資金融通ということを考えますと、迂回取引ということが十分に考えられます。グループ会 社の特定の会社だけを定めますと、中間的な違う会社を通じてそこに利益を移転すると、このようなことをやることについてはあらかじ め手を打っておかなければならないと、このように考えた次第でございます。したがいまして、今申し上げました経済産業省令で何を 定めるかという点につきましては、グループ会社の中でも特定関係事業者になりますのは、発電事業者、小売事業者、そしてホー ルディングと、こういうものに限られます。グループ会社には、実はほかにもたくさんあります。例えば、特定のファイナンスだけをやる会 社等々あります。そのようなグループ会社の中で特定関係事業者にはならない事業者といったようなものを主に念頭に置きまして迂 回取引を回避するための措置を講じたいと、こういうことでございます。

(参考) 関連する国会質疑(平成27年5月13日 経済産業委員会)

○佐々木さやか委員

次に、一般送配電事業者と発電事業者との取引についてお聞きしたいと思います。一般送配電事業者は、需要家がどこからも電気の供給が受けられないというような事態が生じないように、最終保障供給ですとか、それからユニバーサルサービスの確保のために離島供給の責任を負っております。ですので、法的分離がなされた後も、一般送配電事業者は一般電気事業者の発電部門だった発電事業者との間でどうしても密接な取引を行っていくということになろうかと思います。こうしたところで送配電部門の中立を確保しようとしているこの法案の趣旨が没却されないようにしなければなりませんけれども、こうした一般電気事業者の発電部門であった発電事業者との取引についてはどのような規制を行うのか、御説明をお願いいたします。

○多田政府参考人

お答え申し上げます。一般送配電事業者と発電事業者との関係についてでございます。安定供給の観点から一定の連携が必要になる、こういった側面がある一方で、中立性確保の観点から行為規制が課されると、こういうことになるわけでございますが、御指摘の一般電気事業者の発電部門であった発電事業者、これとの取引につきましても通常の取引の条件の範囲内でと、このような規制が課されることになるわけでございます。先生から今御指摘のございましたセーフティーネットとしての最終保障供給、あるいはユニバーサルサービスとしての離島供給、こちらにつきましては一般送配電事業者自らが行うことが求められるわけでありまして、まさに発電事業ではありながら一般送配電事業そのものというふうに規定されているわけでございます。したがいまして、この一般送配電事業者自らがこうした行為を行った場合には、これは、発電事業者との間の兼業あるいは取引に関する規制は適用されないことになるわけでございます。なお、一般送配電事業者が最終保障供給あるいは離島供給に係る業務を、これを自ら持たずにグループ内の小売、発電事業者に委託すると、こういったことが想定されるわけでございます。このこと自体は法律上も許容することにいたしておりますが、その場合であっても中立性に疑念が生じないようにしなければいけません。したがいまして、私どもの提案させていただいている法案の中では、そうした場合であっても委託先については公募することが必要だと、このように明記をいたしております。また、この委託の条件につきましては、先ほど申し上げましたとおり、通常の取引の条件の範囲内でこの規制は課されることになるわけでございます。